

令和 7 年度横手市における障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和 7 年 6 月 6 日

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、横手市全組織を対象とする。

3 担当窓口

この方針の担当窓口は、市民福祉部社会福祉課とし、組織全体で推進に取り組む。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所等

ア 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。

① 障がい者の雇用数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者，知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造，役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象となる物品等

(1) 物品

- ・事務用品・書籍
- ・食料品・飲料

- ・小物雑貨
 - ・その他の物品
- (2) 役務
- ・印刷
 - ・クリーニング
 - ・清掃・施設管理
 - ・情報処理・テープ起こし
 - ・飲食店等の運営
 - ・その他のサービス・役務

6 調達目標

令和7年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標金額は、次の金額とする。

調達目標金額 12,000千円以上

7 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法、横手市契約規則など関係規程に従い、随意契約を活用しながら、障がい者就労施設等からの調達を行う。

8 障がい者就労施設等への情報提供について

物品等の調達の推進に係る情報は、市のホームページ等を活用し、障がい者就労施設等へ情報を提供する。

9 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

(1) 調達目標金額の設定

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度、調達目標を設定する。

(2) 情報の提供

障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、適用部署に対してその情報を提供する。

(3) 優先調達の依頼

障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、適用部署に対し依頼する。

10 方針の見直し

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本方針については必要な見直しを行う。

11 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成した時は、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。